

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十二条の四ただし書の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第六十五号（電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|------------------------------|
| 無線設備 | 必要な措置に代えることができる措置 | 無線設備 | 必要な措置に代えることができる措置 |
| 「一〇三 略」 | 「略」 | 「一〇三 同上」 | 「同上」 |
| <p>四 通信の相手方が人工衛星局その他の宇宙局である無線局（実験試験局を含む。）の無線設備であつて、空中線を撤去することが困難なもの</p> <p>五 構内無線局（無線電力伝送用の無線局に限る。）の無線設備であつて、空中線を撤去することが困難なもの</p> | <p>送信機、給電線又は電源装置を撤去すること。</p> <p>送信機、給電線又は電源装置を撤去すること。</p> | <p>四 通信の相手方が人工衛星局その他の宇宙局である無線局（実験試験局を含む。）の無線設備であつて、空中線を撤去することが困難なもの</p> | <p>送信機、給電線又は電源装置を撤去すること。</p> |
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | | | |